

知的障害行政・手帳制度に関する国の対応拡充を求める意見書

身体障害者は身体障害者福祉法において、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において定義されており、障害者手帳の制度については、両者とも法律に基づき交付・運営されている。

ところが、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法において知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害あるいは知的障害者の定義は規定されていない。また、知的障害者の療育手帳の制度については、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要綱を定め、交付・運営されている。

このため、療育手帳の交付に係る知的障害の程度の判定方法や区分が地方公共団体によって異なっており、療育手帳所持者が他の地方公共団体に転居した際に、障害自体に変更がないにもかかわらず当該判定や区分に変更が生じる可能性がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国際的な知的障害の定義や地方公共団体の判定業務の負担等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方などの調査研究を踏まえ、知的障害行政・手帳制度を法律による全国共通の施策として展開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		